

(答申第53号)

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

平成14年2月21日付けで、異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対して「（異議申立人）が J A の新テナントへ新規加入した経緯文書 J A から県へ提出した文書」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、農林商工部検査指導課の保有する公文書のうち「平成13年2月2日付け農業協同組合代表理事組合長から県農林商工部検査指導課あて提出された回答書のうち（異議申立人）に関する部分」を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、平成14年3月1日付け検指第763号で以下の理由を付して公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

なお、請求された（異議申立人）に関する情報以外のものが記載されている部分は、公開していない。

（公文書の公開をしない部分）

- ・ 回答書の内容及び添付資料のうち に関する記述
- ・ 農業協同組合長の印影

（公文書の公開をしない理由）

- ・ 当該組合等法人等の事業活動に関する情報であって、これを公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められるため。

（条例第6条第3号に該当）

- ・ 当該組合に対する県の行政指導に関する情報であって、これを公開することにより、当該組合と県との信頼関係を損ない、当該事務及び今後の行政指導に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

（条例第6条第6号に該当）

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年4月22日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 現在、農業協同組合（以下「特定農協」という。）が行っているテナント事業には問題があるということを知った。具体的には、特定農協が定款に掲げていない業種をテナントビルに入れており、農協法（昭和22年法律132号。以下「法」という。）に違反しているということである。その業種というのが、異議申立人自身のものであり、それを知らずに店舗を営業していた。そのことについて、特定農協から県に回答した文書があると聞いて、公開請求を行った。

(2) 異議申立人は特定農協の組合員であり、生活権の最たるものである自ら経営管理する店舗に関する文書の公開を求めているにもかかわらず、何も知らされない、教えてもらえないというのは、憲法等に保障された知る権利の侵害である。違法があるという話に対して県からの正式な回答がなく、曖昧な状態のまま営業を続けていくことは不安であり、現在は休業している。

(3) 特定農協の主張は、「農協の定款に書いていないことであり、県からの指導で、問題ありきということは認める。しかし、県が認めたのだから、これでよい。文句は県に言ってもらいたい。」とのことであった。

一方、県は、違法性は暗に認めつつも、「うまく農協との話し合いをしていただきたい。」との一辺倒であった。

このように、それぞれが自分本位の立場堅持による状況をもって、それぞれの説明責任を果たさず、農協と県の両者の信頼関係云々、適正な事務遂行という理由の記述は極めて不適切であり、文書非公開の理由には当たらない。

第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書は、検査指導課による法に基づく特定農協の検査の際に、特定農協のテナントビルの所有が判明したので、その適法性の有無を把握するために、建設の経緯、テナント事業の内容等について説明を求めたところ、特定農協から書類としてまとめて提出されたものである。

本件が明確な法令違反という疑義があったわけではないこと、従来から法に基づく必要な報告や資料の提出といった行政処分という形式で行っていないことから、特定農協に対し電話で説明を求めたところ、特定農協がその経緯や考え方をまとめた資料として参考に提出してきたものである。

2 本件公文書は、実施機関が特定農協からその事業活動内容に関して取得したものであって、特定農協及びその業務に関連する事業者の事業活動情報が記載されている。

これらの情報を公開することにより、県の行った調査内容が判明し、県から特定農協がテナント事業について何らかの質問を受けたことが分かり、何か問題があるのではないかと疑念を持たれる等、特定農協及び当該テナントビルに入居している事業者（以下「テナント事業者」という。）の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

また、本件処分に係る公開請求は異議申立人自身に関するものであるが、情報公開制度においては、請求の目的や請求者の資格が公開・非公開の判断を左右するものではなく、客観的に非公開事由に該当するか否かを判断すべきであり、異議申立人である請求者自身に係る情報であるからとって、公開できるものではない。仮に、請求者自身の正当な利益を損なうとは認められないとしても、特定農協の事業活動情報として保護する必要性は変わるものではない。

3 農業協同組合（以下「農協」という。）の監督に際して、行政処分という形式によらず、行政指導を通じて法の目的を実現するという方法は、監督する側である県と監督される側の農協との信頼関係によるものである。こうした行政指導の過程で入手した情報を公開することにより、県と当該農協のみならず他の農協との信頼関係が損なわれ、正確な事実関係の把握等の情報収集及びそれに基づく指導等が今後困難となり、ひいては県の農協に対する指導監督業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、法第94条第4項に基づき実施された特定農協の常例検査の際に、テナントビルの所有が判明し、そのテナントビル所有に関して説明するために、平成13年2月2日に特定農協代表理事組合長から県検査指導課あて提出された回答書で、建設の経緯、テナントビル所有の考え方等が記載され、理事会の資料及び議事録等の資料が添付されている。そのうち公開請求に係る部分として、回答書の表紙及び当該回答書のうち異議申立人に関する記述部分を特定している。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が条例第6条第3号及び第6号に該当するとして非公開とした部分については、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号の趣旨について

条例第6条第3号本文は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する趣旨から、法人等又事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については公開しないことと定めたものであり、岐阜県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月28日付け経営管理部長通知）によれば、以下の情報をいうとされている。

法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術、営業、販売等に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの

経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行ううえでの内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの

その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的評価、信用が損なわれ、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのあるもの

しかし、法人等に関する情報であっても、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、非公開とすることにより保護される法人等の事業活動上の利益より、公開することにより保護されるこれらの公共の利益が優越すると認められる場合には、公文書を公開しなければならないとしている（条例第6条第3号ただし書イ）。

イ 本号該当性について

本件公文書は、実施機関が特定農協に対して法による指導監督上の権限に基づいて提出を求めたものではなく、当該指導監督に関する業務の遂行に関連して、あくまでも特定農協の任意の協力を得て提出されたものである。本件公文書には、特定農協のテナントビルの所有の経緯、異議申立人に関する事項が記載されており、特定農協及び異議申立人のテナント事業者としての事業に関する情報であることは明らかである。

そこで、本件公文書を公開することにより、特定農協及びテナント事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するかどうかについて、以下検討する。

本件公文書は、特定農協の事業活動を行ううえでの内部管理に関する情報であるテナントビル所有の考え方や特定農協と異議申立人であるテナント事業者との取引に関する内容が記載されており、特定農協のテナントビル所有が適法かどうかの判断材料とするために提出されたものである。したがって、これを公開することにより、県が特定農協に対し特定の事業運営に関する事実の説明を求めたことが判明し、特定農協に何らかの問題がある可能性を推察させ、不正又は不適正な事実があったかのような誤解を招き、特定農協の社会的信用を害し、事業活動の面で不利益を与えるおそれがあるといえる。本件については、行政処分としての業務改善命令は実際に行われておらず、特定農協は保護すべき正当な利益を有するといえる。

また、実際に、テナント事業者である異議申立人は、自らの店舗の営業を継続することが不安である旨の主張をしており、他のテナント事業者にも同様の影響を及ぼすことが予測されるところであり、特定農協の事業活動に支障を生ずるものと認められる。

したがって、本件公文書を公開することにより、特定農協の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

また、本件公文書に記載された異議申立人の情報は、特定農協との契約内容や入居に関する情報等であり、異議申立人の経営方針等の事業活動を行ううえでの内部管理に関する情報及び特定農協との取引に関する情報であって、特定農協及び異議申立人が

自らこれを明らかにしている事実は認められず、本件公文書を公開することにより、テナント事業者の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

異議申立人は、テナント事業者すなわち異議申立人自身の競争上の地位その他正当な利益を損なうかどうかについては、自らの経営管理する店舗に関する情報であって、これを公開しないのは知る権利の侵害であると主張する。しかし、条例上は、公開請求者が誰であるかによって公開・非公開の判断を左右させるべき旨の規定がなく、請求者であればその目的の如何を問わないものであって、客観的に競争上の地位を害するかどうかを判断すべきものである。また、農協の組合員に対する情報の提供は、当該農協の判断により行われるべきところであって、情報公開制度とは別に考慮されるべきものといえる。

したがって、本件公文書に異議申立人の情報が含まれていたとしても、これを異議申立人自身の情報であることを理由に公開することはできないし、本件公文書が特定農協の作成したものであり、これを公開することにより特定農協の事業活動に支障を及ぼすものである以上、特定農協の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるものと認められる。

そして、これらの情報は、県民等の生活又は環境に影響するものでもなく、本号ただし書イ、口のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件対象公文書については、条例第6条第6号該当性を判断するまでもなく、同条第3号を理由に非公開とした本件処分は、妥当であると判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成14年5月2日	・ 諮問を受けた。
平成14年5月27日	・ 実施機関（検査指導課）から公開決定等理由説明書を受領した。
平成14年5月28日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成14年8月20日 （第52回審査会）	・ 諮問事案の審議を行った。
平成14年10月9日 （第53回審査会）	・ 異議申立人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成14年11月29日 （第54回審査会）	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
会長	上寺 久雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	羽田野晴雄	税理士	
	森内 祥悟	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)